

岐阜県営水道経営戦略

計画期間

令和8～17年度

〔推計期間 令和8～37年度〕

令和8年3月

岐阜県都市建築部

第1	経営戦略の趣旨	1
1	背景と目的	1
2	計画期間	2
第2	事業概要	3
1	事業の現況	3
2	事業の概念図（県水の役割）	4
3	給水	5
4	施設	6
5	料金	11
6	組織	12
7	これまでの主な経営健全化への取組	13
第3	経営比較分析表等を活用した現状分析	19
1	経営比較分析表を活用した現状分析	19
2	水道事業ガイドラインにおける指標を活用した現状分析	25
3	水道カルテにおける指標を活用した現状分析	25
第4	将来の事業環境	27
1	給水人口の見通し	27
2	水需要の見通し	28
3	給水収益の見通し	29
4	施設の見通し	29
5	組織の見通し	31
6	物価の見通し	31
7	その他の将来の事業環境	32
第5	経営の基本方針	33
1	基本理念	33
2	基本方針	33
3	基本方針実現に向けた対応	34
第6	投資・財政計画（収支計画）	36
1	投資・財政計画（収支計画）	36
2	投資・財政計画（収支計画）の策定の説明	39
3	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	44
第7	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	46

第1 経営戦略の趣旨

1 背景と目的

岐阜県では、岐阜東部上水道用水供給事業（以下、「岐阜県営水道」という。）として東濃・可茂地域の7市4町の水道事業（以下、「受水市町」という。）を対象に水道用水を供給しています。

公営企業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しており、人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの課題を抱える中において、将来にわたり安定的にサービスを提供していくため、事業の効率化や経営の健全化が求められています。

岐阜県営水道は、「厚生労働省新水道ビジョン（平成25年3月）」を踏まえ、将来を見据えた理想像を示す「新岐阜県営水道ビジョン」（以下、「新水道ビジョン」という。）を平成29年度3月に策定・公表し、総務省通知に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「岐阜県営水道経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を平成29年3月に策定しました。

このうち、経営戦略の水道の料金設定に係る収支の見直しについて、平成30年の改正水道法（令和元年10月1日施行）において、水道事業者は3年から5年ごとに見直しを行うよう努めることとされています。これを受け、経営戦略の策定から3年目にあたる令和元年度に1回目の見直しを行うとともに、令和4年度から今回（2回目）の見直しを実施してきました。

見直しの状況としては、近年の資材価格の高騰をはじめとする物価変動の長期化により、施設更新や維持管理にかかるコストの増加が避けられない状況となっています。

こうした経営環境の変化は、従来の収支見直しに大きな影響を及ぼす可能性があり、将来にわたり安定的な事業経営を行うため、最新の経済状況を反映した収支計画の見直しが必要です。このため、今回の経営戦略改定では、物価高騰の影響を適切に織り込み、持続可能な事業経営を確保することを目的としています。

なお、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs^{*1}）に関して、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定されました。

岐阜県営水道経営戦略は、この17の目標のうち、特に目標6【安全な水とトイレを世界中に】、目標9【産業と技術革新の基盤をつくろう】、目標11【住み続けられるまちづくりを】の達成に資する取組としての性格も有します。



2 計画期間

令和8（2026）年度 ～ 令和17（2035）年度までの10年間

*1 SDGs : Sustainable Development Goals の略称

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17の目標の169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことにより、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指す。

第2 事業概要

1 事業の現況

岐阜県では、県東部の東濃・可茂地域において、高度経済成長に伴う将来の水需要に対する新たな水源の確保と広域的な水道施設整備の要望に応えることを目的に、昭和46年度から水道用水供給事業^{*2}の建設工事に着手、昭和51年度から水道用水の供給を開始しました。その後、東濃・可茂地域の都市化の進展に伴い、給水エリアの拡張並びに水道施設の整備拡充を順次実施しましたが、水源供給系統の多重化による危機管理の充実と東濃西部地域における水需要増加への合理的対処のため、平成15年度に両事業を統合して「岐阜東部上水道用水供給事業」としました。

現在は、東濃・可茂地域の7市4町の水道事業に対し水道用水を供給しており、住民生活と地域経済の発展に不可欠な社会インフラとなっています。

～事業の沿革～

昭和46年 4月	東濃上水道用水供給事業の建設工事に着手
昭和47年 4月	木曾川右岸上水道用水供給事業の建設工事に着手
昭和51年11月	東濃上水道用水供給事業、水道用水の供給を開始 (多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、笠原町)
昭和51年12月	木曾川右岸上水道用水供給事業、水道用水の供給を開始 (美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町)
昭和63年10月	木曾川右岸上水道用水供給事業第1次拡張事業により供給対象を追加 (可児市、御嵩町、兼山町)
平成元年 4月	木曾川右岸上水道用水供給事業を可茂上水道用水供給事業に事業名変更
平成 3年 4月	可茂上水道用水供給事業第2次拡張事業により可児市浄水場を可茂上水道用水供給事業に統合し、川合浄水場に名称変更
平成16年 3月	東濃上水道用水供給事業と可茂上水道用水供給事業を統合し、岐阜東部上水道用水供給事業に事業名変更
平成25年 4月	東濃西部送水幹線 ^{*3} 供用開始

*2 一般家庭等ではなく、水道事業を経営する市町村等に水道用水を供給する、「水道水の卸売業」

*3 緊急時に東濃・可茂地域間で水道用水の相互融通を可能にする管路

2 事業の概念図（県水の役割）

岐阜県では、河川から取水し、浄水場にて水をきれいにする浄水処理を行い送水管を通して、受水市町*4が管理する受水池へ供給しています。（図2-1 紫色の部分）

受水市町では、岐阜県から供給される水道水を受水池から配水管を通して、各家庭や工場などへ給水しています。（図2-1 緑色の部分）

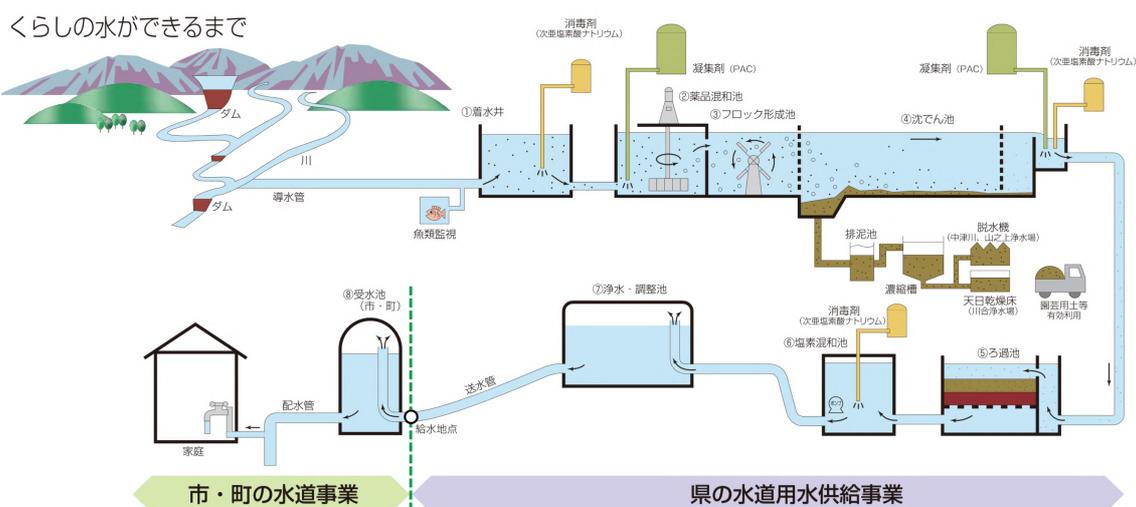


図2-1 くらしの水ができるまで

*4 水道用水の供給を受ける市町

3 給水

給水人口^{*5}（図2-2 折れ線グラフ）は減少傾向にあり、令和6年度末時点の給水人口は445,525人となっています。（表2-1）

給水量^{*6}（図2-2 棒グラフ）は、平成29年度に受水市町の一部が浄水場を廃止して岐阜県営水道からの給水量を増やしたことにより増加しましたが、以降は横ばいの状況が続いています。

表2-1 給水量の状況

供用開始年月日	昭和51年11月
地方公営企業法の法適 (全部・財務)・非適の区分	適法
計画給水人口	525,127人
現在給水人口	445,525人
計画一日最大給水量	288,940m ³

(令和6年度末時点)

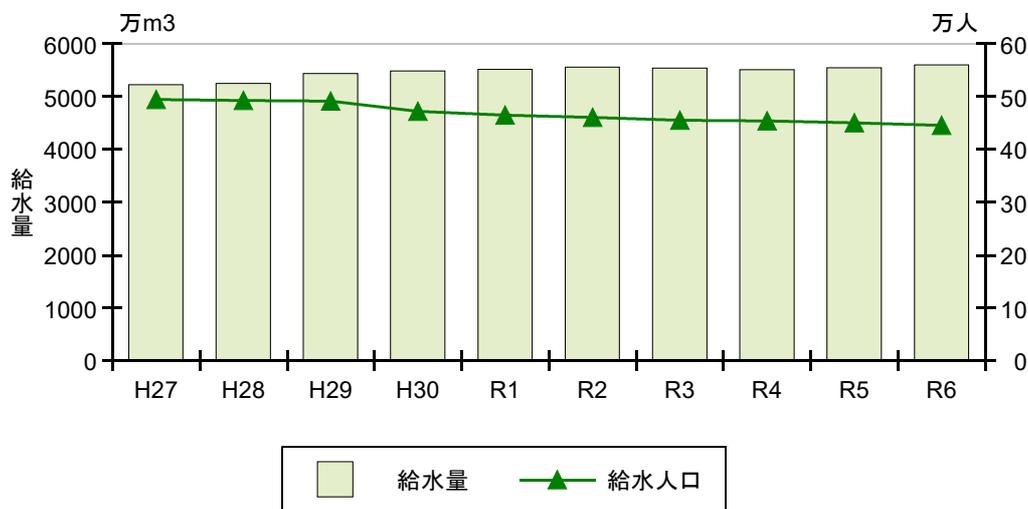


図2-2 給水の状況（給水量及び給水人口の実績）

*5 受水市町の人口のうち、岐阜県営水道が水道用水を供給している給水エリア内の人口

*6 供給した水道用水の量

4 施設

(1) 水源

岐阜県営水道の水源は全てダムに依存しており、各ダムは、独立行政法人水資源機構が管理する施設です。

表 2 - 2 水源の状況

水源ダム	開発水量 ^{*7}	完成年
牧尾ダム (長野県木曾郡王滝村及び木曾町地内)	1.3m ³ /s	昭和36年
阿木川ダム (岐阜県恵那市東野地内)	0.8m ³ /s	平成3年
味噌川ダム (長野県木曾郡木祖村大字小木曾地内)	0.3m ³ /s	平成8年
岩屋ダム (岐阜県下呂市金山町地内)	1.35m ³ /s	昭和52年

(令和6年度末時点)

(2) 取水施設

岐阜県営水道の取水施設は3か所あり、最大取水量は水需要に応じ許可されています。(表 2 - 3)

なお、白川取水口は独立行政法人水資源機構が管理する施設です。

表 2 - 3 水源及び取水施設の状況

取水施設	最大取水量 ^{*8}	水源ダム(開発水量)
落合取水口 (中津川市)	1.642m ³ /s	牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム
白川取水口 (加茂郡白川町)	0.750m ³ /s	岩屋ダム
川合取水口 (可児市)	0.400m ³ /s	阿木川ダム、味噌川ダム、岩屋ダム

(令和6年度末時点)

*7 新たに安定的に取水(利用)できるようになった河川水の量

*8 取水施設が1秒あたりに取水可能な河川水の最大量

(3) 浄水施設

岐阜県営水道の浄水施設は3か所あり、施設能力*9は合計217,540m³/日、令和6年度の施設利用率*10は70.7%です。(表2-4)

施設利用率は、一般的には高い数値であることが望ましく、岐阜県営水道は全国の類似団体(水道用水供給事業体)の平均値(令和6年度実績で61.5%)を上回っています。

表2-4 浄水施設の状況

浄水施設	施設能力	供用開始年度	施設利用率
中津川浄水場(中津川市)	128,200m ³ /日	昭和51年度	73.6%
山之上浄水場(美濃加茂市)	57,200m ³ /日	昭和51年度	76.8%
川合浄水場(可児市)	32,140m ³ /日	平成3年度	48.1%
合計	217,540m ³ /日	—	70.7%

(令和6年度末時点)

(4) 調整池

送水量の調整や災害時の対応のために水道用水を貯水しておく調整池は5か所、貯水容量の合計は69,000m³です。(表2-5)

表2-5 調整池の状況

調整池	貯水容量	供用開始年
中津川調整池(中津川市)	7,000m ³	平成11年度
<small>すずめこがね</small> 雀子ヶ根調整池(恵那市)	10,000m ³	平成9年度
<small>ひだ</small> 肥田調整池(土岐市)	23,000m ³	平成8年度
山之上調整池(美濃加茂市)	20,000m ³	平成6、12年度
<small>おなだ</small> 小名田調整池(多治見市)	9,000m ³	平成24年度

(令和6年度末時点)

*9 浄水施設が1日あたりに給水可能な水道用水の最大量

*10 施設能力に対する1日あたりの平均配水量の割合

(5) 管路

岐阜県営水道の管路は、取水施設で取水した水を浄水施設まで送る導水管と、浄水施設から受水市町の給水地点まで水道用水を送る送水管からなり、延長は合計で約177kmです。送水管のうち約30kmは、東濃・可茂地域をつなぐ東濃西部送水幹線（緊急時連絡管）で、平成25年度から供用を開始しています。（表2-6）

表2-6 管路の状況

管路	延長	供用開始年度
導水管	6,658m	昭和51年度
送水管	170,700m	昭和51年度～令和6年度
合計	177,358m	—

(令和6年度末時点)

(6) 緊急時増圧ポンプ場

岐阜県営水道は、緊急時にバックアップ給水^{*11}を可能とする緊急時増圧ポンプ場を整備しています。令和6年度に肥田緊急時増圧ポンプ場が完成し、岐阜県営水道の給水エリア全域でバックアップ給水が可能となりました。（表2-7）

表2-7 緊急時増圧ポンプ場一覧

名称	所在地	供用開始年度
<small>おろし</small> 下石緊急時増圧ポンプ場	土岐市	平成25年度
<small>かまど</small> 釜戸緊急時増圧ポンプ場	瑞浪市	令和4年度
肥田緊急時増圧ポンプ場	土岐市	令和6年度

(令和6年度末時点)

*11 断水被害の軽減等を目的とした、通常水道用水を供給している浄水施設とは別の浄水施設からの給水

(7)耐震化の状況

阪神淡路大震災を契機に、建築物、土木構造物について耐震対策を進め、取水施設、浄水施設、調整池については平成18年度までに耐震化を完了しています。

管路の耐震適合率^{*12}は、導水管は100%、送水管は91%です。

耐震適合率は、一般的には高い数値であることが望ましく、岐阜県営水道は導水管、送水管のいずれも全国の水道用水供給事業者の平均値（令和4年度末時点で、導水管65%、送水管65%）よりも高い数値です。

*12 全ての管路のうち、震度6強相当の地震に耐えられる「耐震適合性」を持つ管路の割合



図 2 - 3 施設位置図

5 料金

(1) 料金体系の概要・考え方

岐阜県水道事業では、総括原価方式に基づく2部料金制（基本料金・使用料金）を採用しております。

具体的には、経営戦略の計画期間である10年を料金算定期間とし、基本料金は固定費（施設整備に要する費用等）と、使用料金は変動費（動力費、薬品費等）と等しくなるように設定しています。（「水道料金算定要領」（平成26年度公益社団法人日本水道協会）による固定費総額の一部配賦あり。）

なお、施設整備に要する費用等については、資産維持費^{*13}に相当する金額として、固定資産ごとに技術の進歩や物価上昇等を考慮し、将来の整備費用を見込んでいます。

(2) これまでの料金の推移

表2-8 これまでの料金の推移

	料金改定年月日	料金
単 一 料 金 制	昭和51年11月1日～	25円/m ³
	昭和52年4月1日～	47円/m ³
	昭和54年4月1日～	68円/m ³
	昭和56年4月1日～	98円/m ³
	昭和58年4月1日～	128円/m ³
	昭和59年4月1日～	144円/m ³
二 部 料 金 制	昭和61年4月1日～	基本料金：30,396円/m ³ 使用料金：40円/m ³
	平成元年12月1日～	基本料金：28,294円/m ³ 使用料金：40円/m ³
	平成2年4月1日～	基本料金：24,336円/m ³ 使用料金：31円/m ³
	平成26年4月1日～	基本料金：14,283円/m ³ 使用料金：49円/m ³

*13 「水道料金算定要領」（平成26年度 公益社団法人日本水道協会）において、物価上昇による減価償却費の不足や施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実体資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められている費用

6 組織

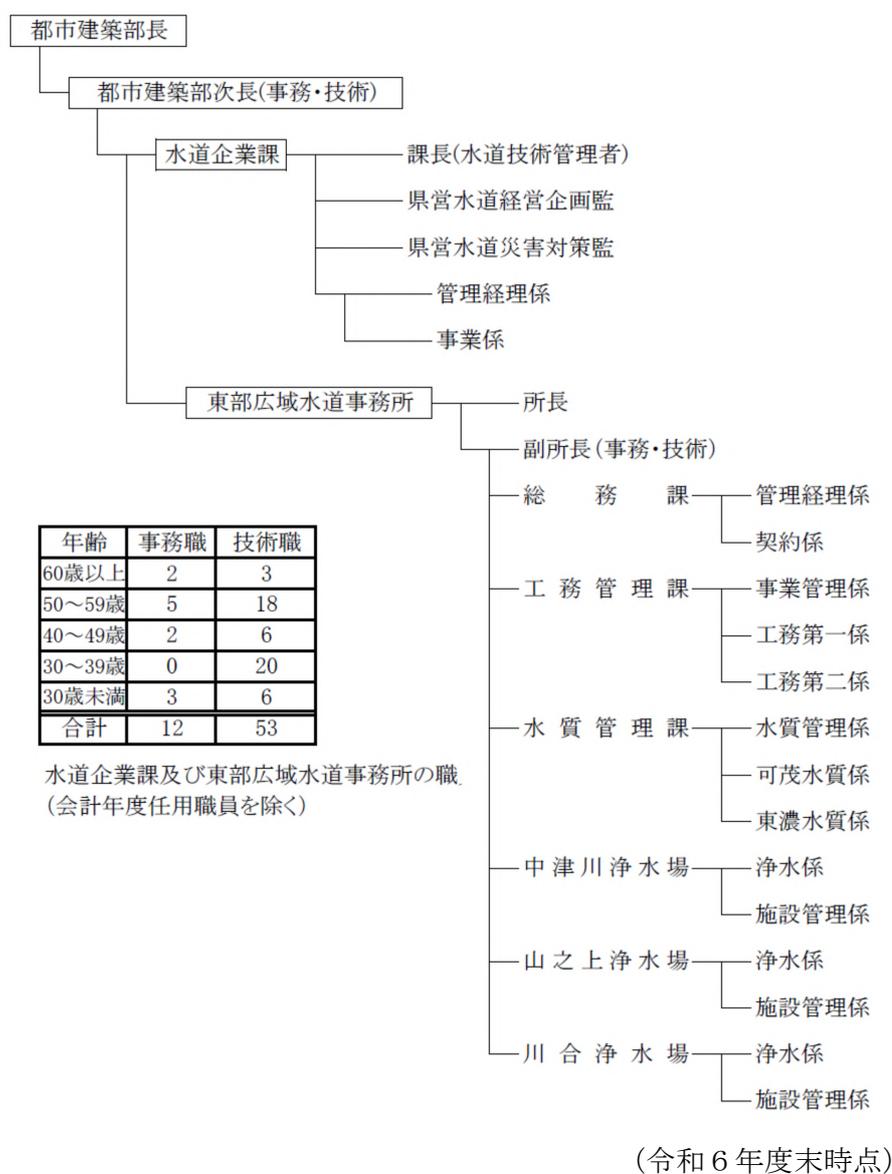


図2-4 岐阜県営水道の組織体制、職員数、職種年齢構成

7 これまでの主な経営健全化への取組

(1) 事業開始当初から財政再建までの主な取組

岐阜県営水道は昭和46年に建設費161億円の計画で工事に着手しましたが、オイルショックの影響から、最終的な建設費は289億円と1.8倍に膨らみました。財源として、建設費の88%（253億円）を借入金で賄っており、多額の負債を抱えることとなりました。また、低い料金設定で開始したこともあり、供給を開始した当初から赤字が発生しました。供給開始後も経営は悪化の一途をたどり、昭和55年度末には累積欠損金^{*14}が94億円に達すると見込まれました。このため、地元代表や外部有識者で構成する料金問題協議会から経営立て直しの提言を受け、主に以下の内容に取り組み、平成元年度に累積欠損金を解消（財政再建）しました。

- ・基本料金と使用料金からなる二部料金制の採用と料金の引き上げ
- ・受水市町と岐阜県(一般会計)からの財政支援
- ・給水量の拡大
- ・人員削減など経営の合理化

なお、財政再建の達成に併せ、平成元年12月と平成2年4月に料金を引き下げました。平成26年4月には、新たに国庫補助事業が採択されたことを受け、更に引き下げ現在に至っています。

(2) 財政再建後の主な取組

財政再建後も、引き続き経営健全化に取り組み、持続的な経営のための努力を進めています。

- ・民間活力の活用

平成3年度から、岐阜県職員が直営で行っていた施設の監視操作業務について、民間的経営手法を活用し、部分委託を開始しました。

平成16年度以降、東濃西部送水幹線等の施設整備を行う専門職員が新たに必要となりましたが、同時期に監視操作業務の全面委託を導入し職員定数を抑制しています。

- ・受水市町との広域連携(施設の共同設置)

小名田調整・配水池を一部受水市町と共同設置することで、建設費用を約2億円抑制しました。

*14 事業開始からの純損失（赤字）の合計

・アセットマネジメント^{*15} (資産管理)

「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)の手引き」(平成23年度厚生労働省)におけるタイプ4D(表2-9)を実施しています。

表2-9 更新需要及び財政収支見通しの検討手法のタイプと検討事例の関係^{*16}

		財政収支の見通しの検討方法			
		タイプA (簡略型)	タイプB (簡略型)	タイプC (標準型)	タイプD (詳細型)
更新需要見通しの検討方法	タイプ1 (簡略型)	タイプ1A	タイプ1B	タイプ1C	
	タイプ2 (簡略型)	タイプ2A	タイプ2B	タイプ2C	
	タイプ3 (標準型)	タイプ3A	タイプ3B	タイプ3C	
	タイプ4 (詳細型)				タイプ4D

簡略型: 未整備等において更新需要や財政収支の見通しを算定する際の簡略的な検討手法
 標準型: 更新需要及び財政収支の見通しを算定する際の標準的な検討手法
 詳細型: 将来の水需要動向や適正な資金確保等を勘案して更新需要や財政収支の見通しを算定する際の詳細な検討手法

・施設の長寿命化

アセットマネジメントを行う上で、固定資産について、適切な点検・修繕によって長寿命化対策(予防保全)を図り可能な限り長く使用することで、長期的なライフサイクルコストの低減を図っています。(図2-5)

なお、将来の点検・修繕費用や故障のリスク等を考慮し、長く使用するより更新(交換)した方が合理的と見込まれる場合は更新しています。

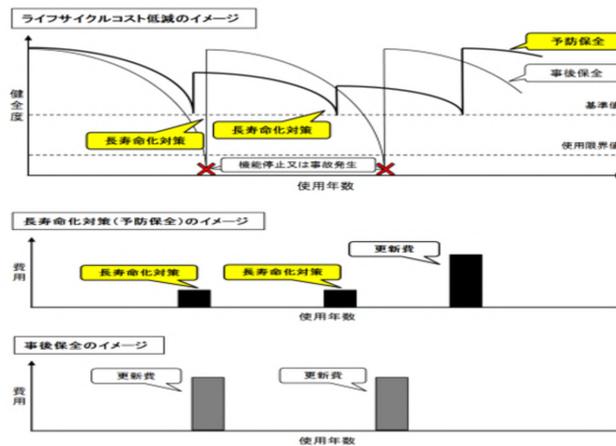


図2-5 長寿命化対策のイメージ

*15 持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動

*16 水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理) の手引き(厚生労働省)より

・施設の長寿命化(事例)

浄水場中央監視制御装置の長寿命化対策工事を実施した結果、更新工事と比較した場合、表2-10のとおり、「費用の軽減」「工期等の短縮」「施工時の安定性向上」の3つの効果が得られています。

表2-10 長寿命化対策工事の効果

改築方法	長寿命化対策工事	更新工事
費用の低減	工事費:約250百万円	工事費:約1,200百万円
	年平均費用:約42百万円	年平均費用:約92百万円
工期等の短縮	約1年	約3年
施工時の安定性向上	監視操作不能時間:8時間×4週間	監視操作不能時間:8時間×20週間

・再生可能エネルギーの活用

平成19年度から、東部広域水道事務所に雀子ヶ根調整池と釜戸減圧槽の標高差を利用した小水力発電施設を設置しています。令和5年度実績では、建物で消費する電力をほぼ発電で賄い光熱費を抑制するとともに、発電した電力の約8割を売電し、年間約1,700万円の収益を得ています。また、本施設の導入には、NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の補助金約4,200万円(小水力発電施設の設置費用の約4割)を活用しています。

・財源の確保

内部留保資金^{*17}を活用することで新規の借入を控え、後年度の利息負担を可能な限り抑制する方針としています。平成25年度以降は、新規の借入を行っていません。

また、優良財源として国庫補助金の獲得に努めています。前回の経営戦略の策定後(平成29年度)から、令和6年度決算までの国庫補助金の収入は約37.5億円となっています。経営戦略策定時の見込み額と比べ、新規の補助採択等によって約21.0億円の増収となりました。(表2-11)

表2-11 国庫補助金の収入

集計期間	前回経営戦略見込み額(a)	決算額(b)	差額(b-a)
平成29~令和6年度	約16.5億円	約37.5億円	約21.0億円

*17 過年度決算の減価償却費や純利益等により会計内に留保された資金

・施設のダウンサイジング

中津川浄水場の施設能力について、将来の水需要推計等を鑑み、平成28年度から令和元年度にかけて、166,000m³/日から135,000m³/日へダウンサイジングしました。

ダウンサイジングしなかった場合、岐阜県営水道の施設利用率は令和6年度実績で60.2%となっていた試算です。ダウンサイジングにより施設利用率が向上し、令和6年度実績では類似団体平均よりも高くなっています。(表2-12)

表2-12 県営水道の施設利用率(令和6年度)

集計期間	岐阜県営水道		類似団体平均
	ダウンサイジングなし(試算)	ダウンサイジングあり(実績)	
施設利用率	60.2%	70.7%	61.5%

・施設の有効活用

施設能力への影響のない範囲で、施設能力の一部を可茂工業用水道事業が有効活用できる措置を講じています。

(3)これまでの主な防災・安全対策の取組

岐阜県営水道は、経営健全化の取組と併せ、事故・災害が起こっても地域全体へ生活に欠かせない水道用水の供給を継続できるよう、防災・安全対策に取り組んでいます。

・大容量送水管整備事業

平成25年度から国の補助を受け、既設の管路を複線化し、緊急時に送水管の中に水道用水を貯留する機能と、貯留した水を取り出す応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備しています。(図2-6)

当事業は、既設管の経過年数や漏水の発生履歴から評価した物理的評価と、給水人口や管路の重要度から評価した重要度評価の2つから算出した実施優先順位を元に、計画的に進めています。

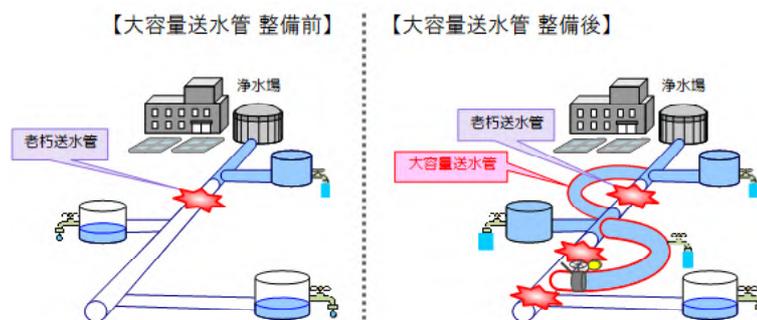


図2-6 大容量送水管整備のイメージ図

・既設管更新事業

令和4年度から国の補助を受け、老朽化が進行している既設の管路について、計画的に更新を進めています。

・応急給水・応急復旧資材の備蓄

断水地域での速やかな応急給水活動に必要な組立式給水タンクや、破損した送水管の復旧に備えた資材を備蓄しています。

・水源の水質監視

突発的かつ局地的な豪雨等により、水源である河川の水質が急激に変化し、浄水場での処理が困難な水の到達が予想される場合は、取水の停止や減量といった対応をとるため、取水口より上流の水質情報を収集しています。

・東濃西部送水幹線事業

緊急時に、東濃・可茂地域間で水道用水の相互融通を可能にする管路を平成24年度に整備完了、平成25年度から供用を開始しています。

・緊急時増圧ポンプ場整備事業

緊急時に東濃東部地域(中津川市・恵那市)へバックアップ給水が可能となるよう、緊急時増圧ポンプ場の整備を進め、令和6年度に整備完了しました。

東濃西部送水幹線及び緊急時増圧ポンプ場により、東濃・可茂地域の給水エリア全域でバックアップ給水が可能となりました。(図2-7)

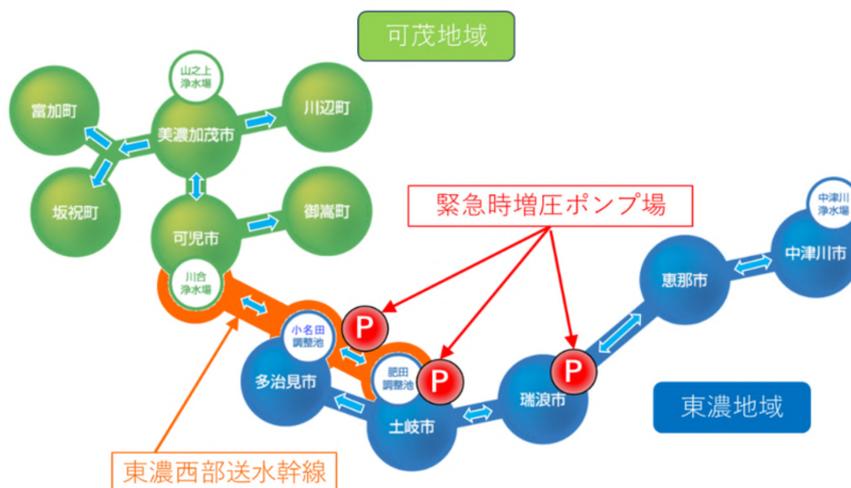


図2-7 東濃西部送水幹線及び緊急時増圧ポンプ場イメージ図

・非常用電源対策

停電の発生時において水処理が可能となるよう、取水施設、浄水施設及びポンプ場に、非常用電源設備の整備を進め、平成28年度に完了し、停電発生時にもおおむね24時間の稼働が可能となりました。

また、岐阜県営水道も、「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」(令和2年3月23日 岐阜県及び石油連盟締結)の重要施設と位置付けられており、大規模災害により長期にわたって停電が続いた場合は、重油等の燃料供給を円滑に受けられる体制になっています。

第3 経営比較分析表等を活用した現状分析

1 経営比較分析表を活用した現状分析

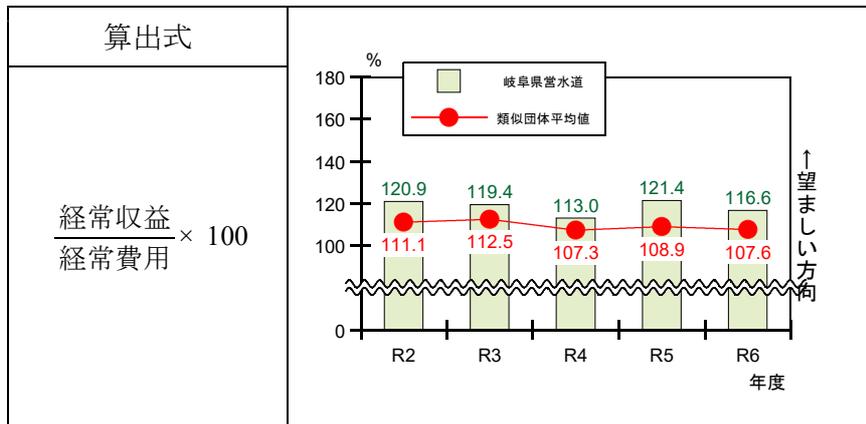
各指標について、過去からの推移や類似団体（全国の水道用水供給事業体）との比較により分析しています。おおむね類似団体より良好な経営状態です。

(1) 経営の健全性・効率性

ア 経常収支比率

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、各年度の数値100%以上となっていることが必要です。

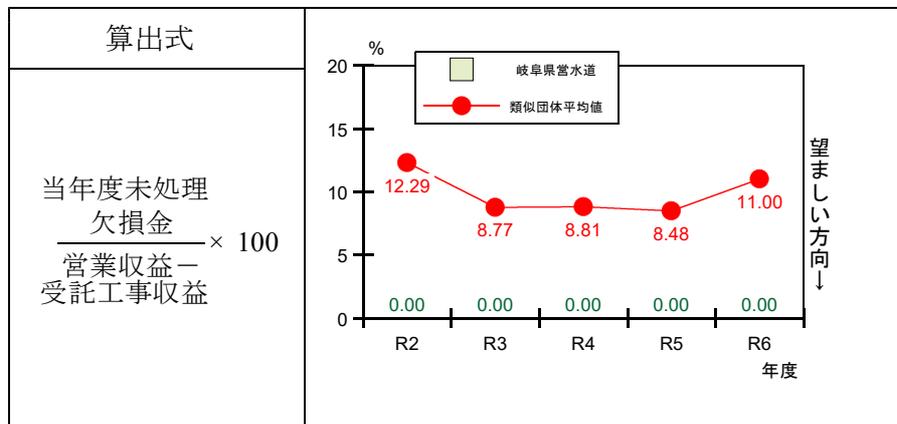
岐阜県営水道の経常収支比率は100%を上回っており、問題ありません。



イ 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

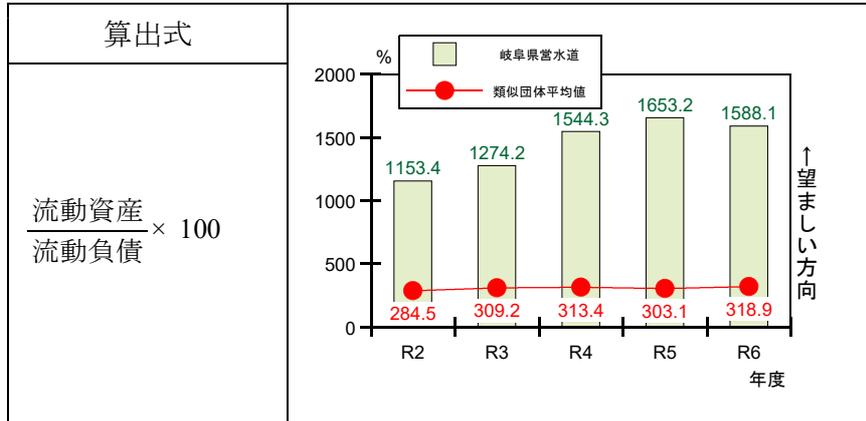
岐阜県営水道の累積欠損金比率は0%となっており、問題ありません。



ウ 流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある（100%以上）ことが必要です。

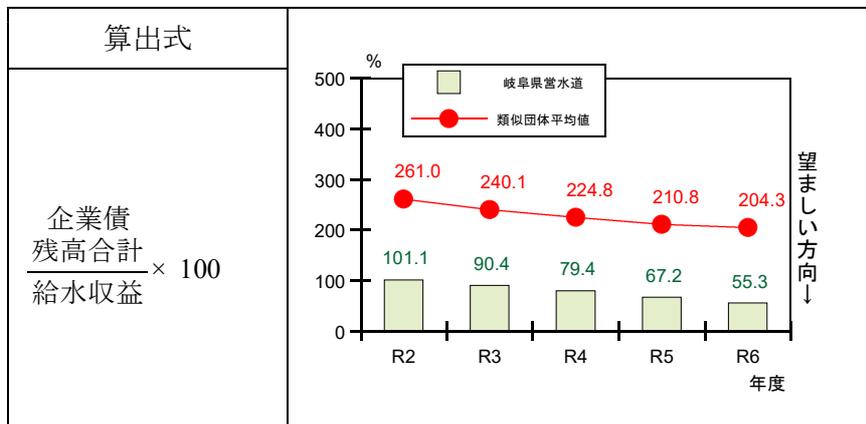
岐阜県営水道の流動比率は、100%を上回っており、短期的な債務に対する支払能力に問題はありません。



エ 企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

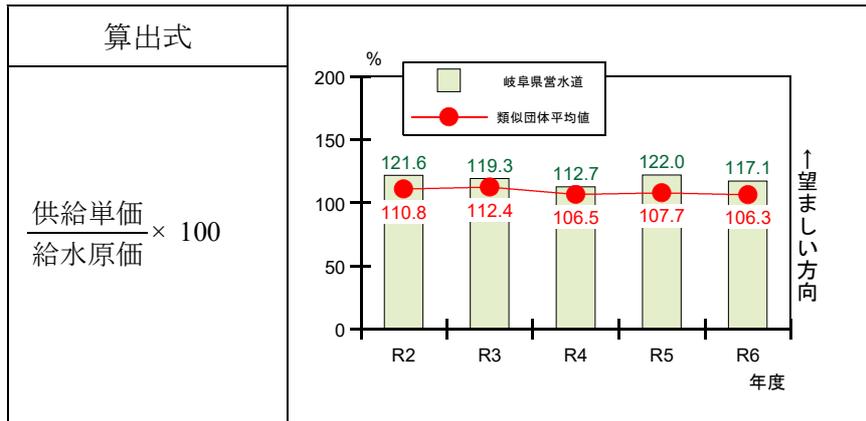
岐阜県営水道の企業債残高対給水収益比率は順調に低下しています。平成25年度以降、新規の借入れはありません。



オ 料金回収率

給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。当該指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味します。

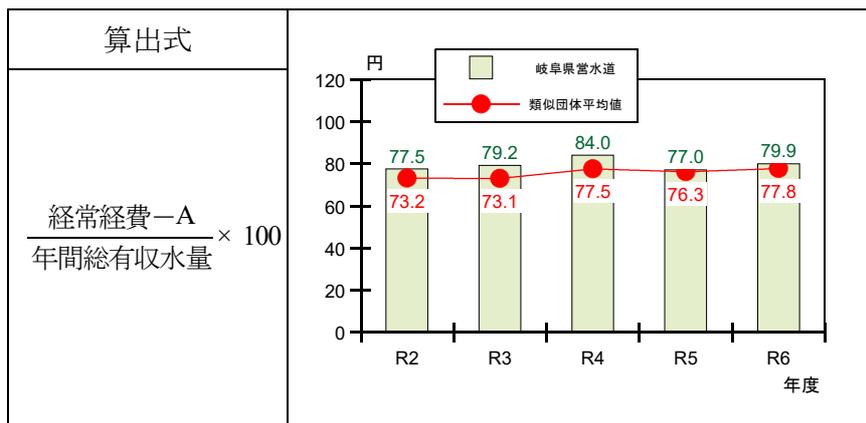
岐阜県営水道の料金回収率は、100%を上回っており、問題はありません。



カ 給水原価

料金算定の対象となる給水量（有収水量）1 m³当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられています。

岐阜県営水道の給水原価は、類似団体の平均程度となっています。

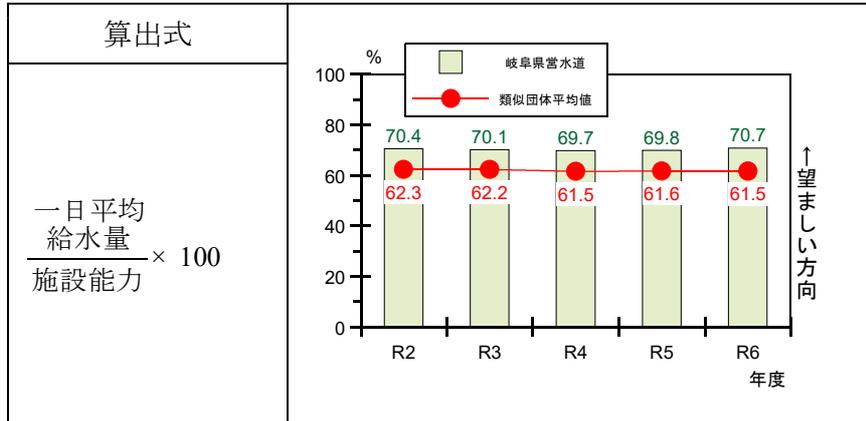


A=受託工事費+材料及び不用品売却原価+付帯事業費+長期前受金戻入額

キ 施設利用率

施設能力に対する一日平均給水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には高い数値であることが望まれます。

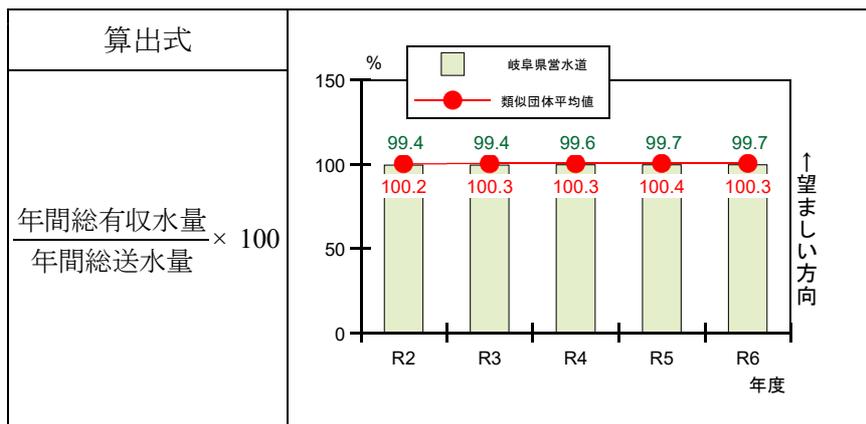
岐阜県営水道の施設利用率は、類似団体の平均を上回っています。



ク 有収率

年間総送水量に占める年間総有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。当該指標は100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。

岐阜県営水道の有収率は100%近くで推移しています。類似団体の平均が100%を上回っているのは、責任水量制^{*18}の事業者がいるためです。



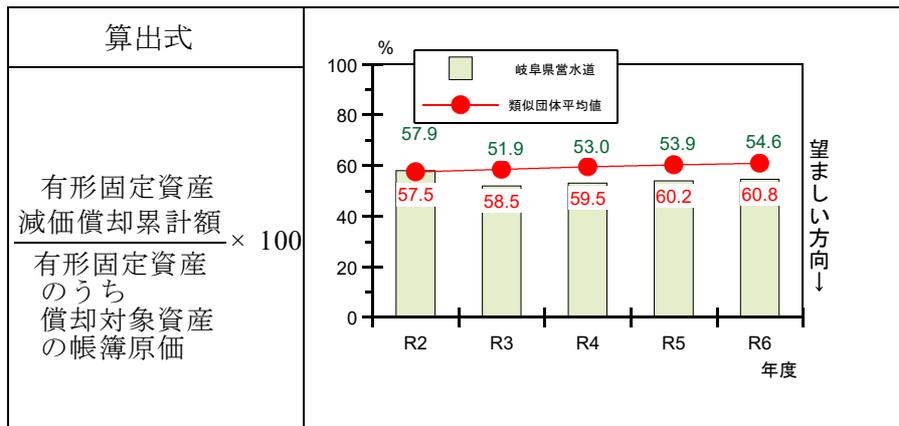
*18 実際に使用した水量ではなく、契約した水量で料金を負担する制度。契約した水量より使用した水量が少ない場合、供給側から見ると有収率が100%を超える。

(2) 老朽化の状況

ア 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

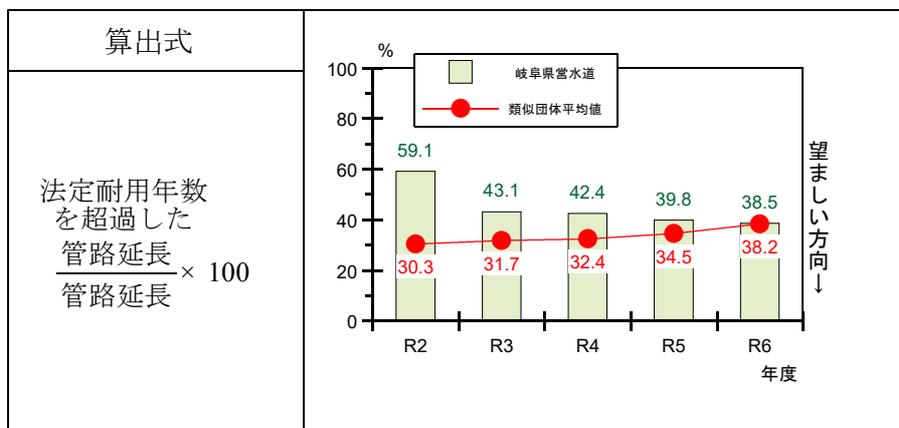
岐阜県営水道の有形固定資産減価償却率は、類似団体の平均を下回っています。



イ 管路経年化率

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

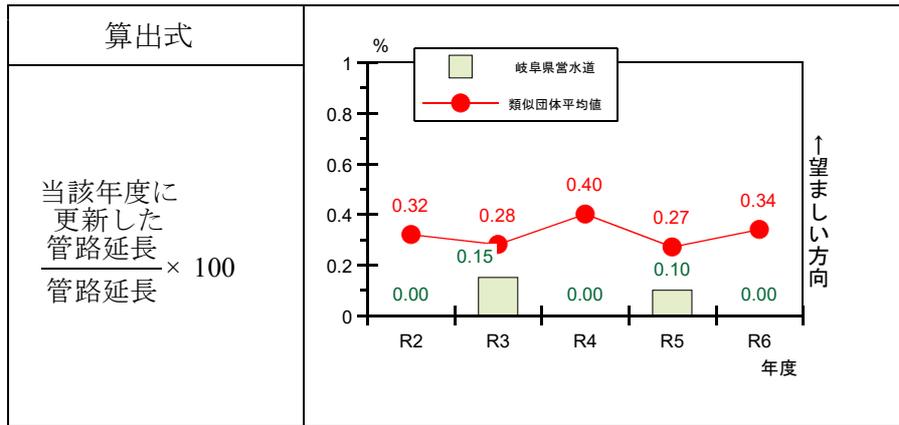
岐阜県営水道の管路経年化率は、類似団体の平均を上回っていますが、大容量送水管の供用開始等に伴い、低下傾向です。



ウ 管路更新率

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。当該指標については、明確な数値基準はないと考えられていますが、全ての管路を更新するのにかかる年数を把握できます。

岐阜県営水道の管路更新率は、類似団体の平均を下回っています。これは大容量送水管整備事業による管路の複線化分が、統計上は更新延長に計上されないことによるものであり、実際は計画的な新設管の布設を行っています。



2 水道事業ガイドラインにおける指標を活用した現状分析

(1) 施設や管路の耐震化、災害対策に係る指標

施設は耐震化が完了しており、L2地震動^{*19}対応施設の割合は類似団体の全国平均^{*20}を上回っています。管路（導水管と送水管の合計）の耐震適合率は全国平均を上回っています。（表3-1）

表3-1 施設や管路の耐震化の状況

業務指標	岐阜県営水道 (令和6年度末時点)	類似団体の全国平均 (令和4年度末時点)
浄水施設の耐震化率	100%	61.1%
配水池の耐震化率	100%	78.0%
基幹管路の耐震適合率	91.1%	65.3%

3 水道カルテにおける指標を活用した現状分析

(1) 料金回収率と耐震化率等に係る指標

料金回収率と耐震化率等を指標とした「水道カルテ」では、グループⅡ-0^{*21}に位置付けられており、引き続き、建設投資を行い施設の耐震化に取り組みます。

*19 対象地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さの地震動

*20 類似団体の全国平均は、令和4年度水道統計（令和5年度日本水道協会）の「耐震対策が施されている浄水施設能力」、「耐震化対策が施されている配水池容量」及び「耐震適合性がある管の割合」から引用。なお、岐阜県営水道の「配水池の耐震化率」は調整池の耐震化率を記載。

*21 グループⅡ-0とは、料金回収率が100%以上であり、かつ施設の耐震化率等が全て全国平均より高い水道事業者等。将来経営状況が変化することにも配慮しつつ、柔軟に対処できるよう対応策を検討。引き続き、投資余力を活用し、施設の耐震化に取り組む必要。「水道カルテ」の見方（国土交通省）より

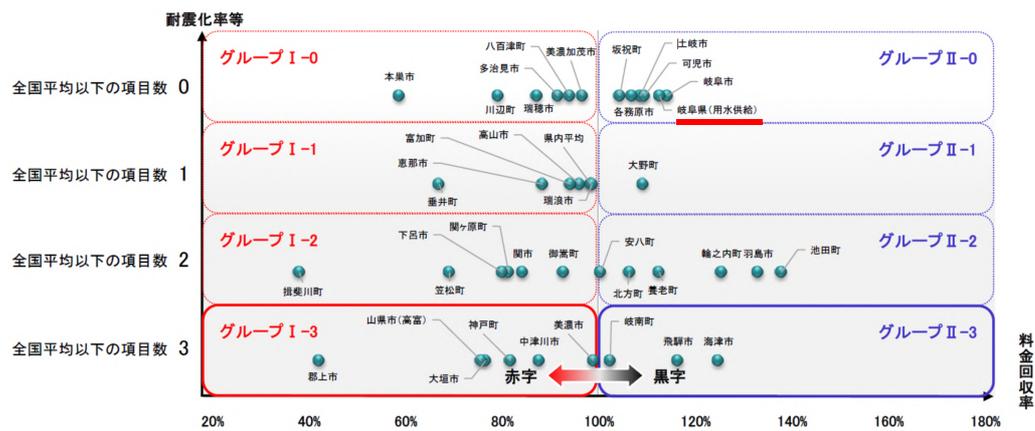


図 3 - 1 岐阜県の水道カルテ^{*22}

*22 水道カルテ (国土交通省) より

第4 将来の事業環境

1 給水人口の見通し

給水人口の見通しは、計画終了時点である令和17年度には約45万人となり、令和6年度末時点の約49万人から4万人程度減少する見通しです。(図4-1)

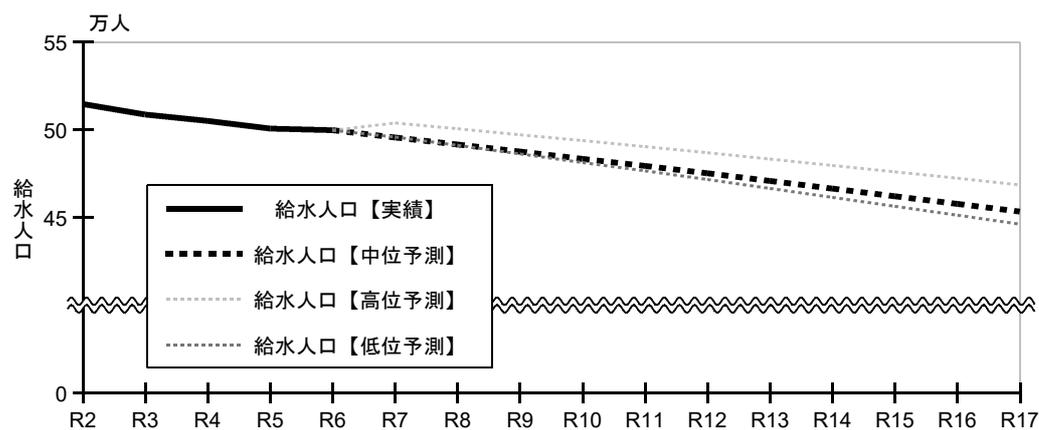


図4-1 給水人口の見通し

<試算方法>

給水人口の見通しは、「岐阜県水道広域化推進プラン」(令和4年度岐阜県)と同様に国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(令和2年度)から試算し、中位予測を採用しています。

2 水需要の見通し

受水市町への一日最大給水量は、計画終了時点の令和17年度には約14万 m^3 /日となり、令和6年度実績の約15万 m^3 /日から1万 m^3 /日程度減少する見通しです。

一日最大給水量が減少する見通しであり、現在、県営水道で確保している水源（第2 4 (1)水源）にて、供給は可能となる見通しです。

一日平均給水量の減少に伴い、施設利用率も低下し、令和17年度の施設利用率は約62%となる見通しです。（図4-2）

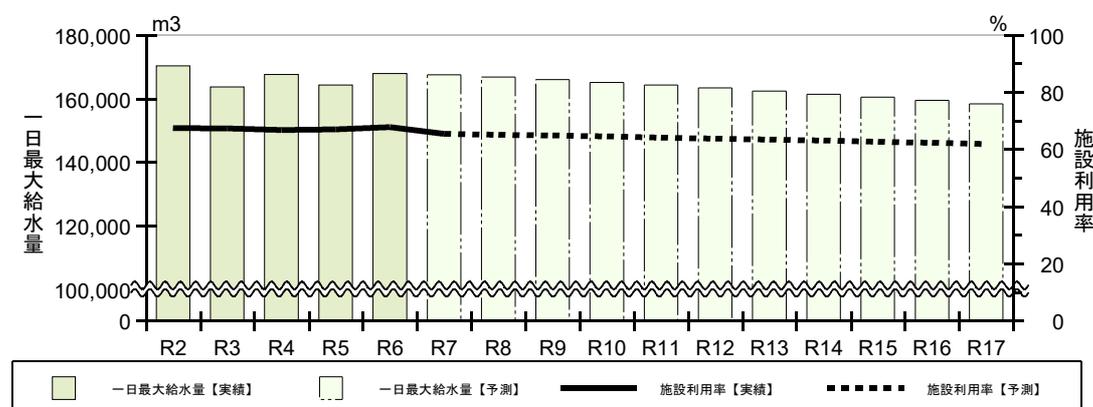


図4-2 水需要の見通し

<試算方法>

一日平均給水量は、「岐阜県水道広域化推進プラン」と同様に給水人口に対し、用途別の推計結果を乗じることで、有収水量を算出した上で、受水市町の自己水源による給水分を加味し、試算しています。

施設利用率は、一日平均給水量の見通しをもとに、現在の施設能力で一定として試算しています。

なお、「岐阜県水道広域化推進プラン」において、岐阜県営水道の給水エリアを増やす案が公表されておりますが、令和6年度末時点では、関係事業者と合意に至った案がないことから、広域化による水需要の増加は考慮していません。

3 給水収益の見通し

一日平均給水量の減少に伴い給水収益も減少していく見通しです。(図4-3)

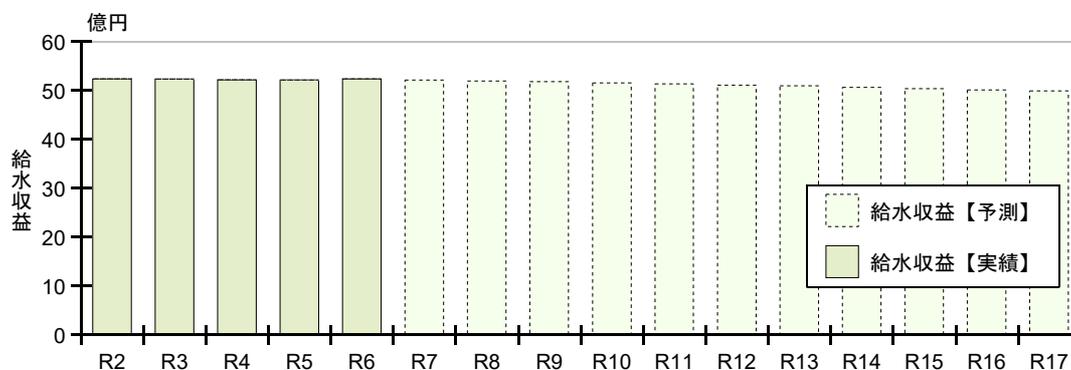


図4-3 給水収益の見通し

<試算方法>

「2 水需要の見通し」を基に、現在の岐阜県営水道の基本料金と使用料金から試算しています。

使用料金は、各年度の日平均給水量の見込みに対し、1年間の日数(うるう年を考慮)と使用料金単価を乗じています。

基本料金は、承認基本給水量(≒一日最大給水量)の令和元年度～令和6年度の平均値に、各年度の日最大給水量の減少率を乗じて試算しています。

4 施設の見通し

(1) 管路の耐震化対策

令和6年能登半島地震を受け、国土交通省は上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えば上水道システム全体が機能を失う最重要施設)を定義しました。水道用水供給事業は全施設が急所施設とされる等、インフラ施設としての水道用水供給事業の重要性が改めて認識されました。

国土交通省は、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、急所施設等の耐震化を進める上下水道耐震化計画を策定するよう全国の水道事業者に要請しており、岐阜県営水道においては、令和7年1月に耐震化計画を策定しました。

耐震化計画では、送水管について耐震化を進め、令和11年度には基幹管路^{*23}の耐震適合率が93.0%となる見通しです。

*23 水道事業の管路のうち導水管、送水管、配水本管(給水栓の分岐のない配水管)

(2) 施設の老朽化対策

取水施設、浄水施設、調整池の主要構造物は、いずれも計画期間内に法定耐用年数を超過しません。

管路のうち、法定耐用年数を超過した箇所については、既設管更新事業により計画的に更新していきます。

(3) 施設の規模

施設数は、取水施設、浄水施設、調整池、緊急時増圧ポンプ場のいずれも計画期間内に増減の予定はありません。

管路は、大容量送水管整備事業により延長が増える見通しです。

施設能力は、「2 水需要の見通し」のとおり、計画期間内に一日最大給水量が減少していく見通しであることから、拡張の予定はありません。一方で現在の施設能力を想定した場合でも、計画期間内の施設利用率は類似団体の平均を上回る見通しとなっており、適切な予備力を確保する観点から、現時点では、計画期間内の縮小予定はありません。なお、施設能力は、実際の水需要の推移等にあわせて適時検討します。

(4) 施設の維持管理費

施設の運転監視や修繕、点検等に要する維持管理費は、物価の影響を除き、現在と同程度となる見通しです。

5 組織の見通し

組織及び職員定数（表4-1）は現在と変わらない見通しです。

「4 施設の見通し」のとおり、引き続き水道施設の維持管理業務の他、管路の耐震化や施設の老朽化対策を進めていくためには、現在と同規模の組織及び職員定数が必要です。一方で、施設の大幅な拡張予定もないことから、組織の拡大や定数増は不要と考えています。

退職した職員の分は、新規採用職員で補充する形で人数を維持することを想定しているため、計画的な職員採用が必要です。

このため、職員の採用につなげるため就活イベントや、インターンシップなどを行うことで、就職先としての認知度や職場環境を情報発信していきます。

また、職員が代わってもノウハウが継承されるよう、内部研修や訓練の実施、外部研修の受講や業務上必要な資格取得の支援等を引き続き実施します。

表4-1 職員定数の見通し

	令和7年度		令和17年度
事務職員	12人	⇒	12人
技術職員	54人		54人
専門職等	6人		6人

6 物価の見通し

長引く物価高騰により、岐阜県営水道の経営環境は、前回経営戦略を策定した平成28年度から大きく変化しています。岐阜県営水道の主な支出である工事費について、物価指数として建設工事費デフレーター^{*24}の「上・工業用水」を参考とすると、平成28年度から令和7年度にかけて約34.2%の上昇となっています。（表4-2）

「経済・物価情勢の展望」（令和7年10月 日本銀行）では、物価は今後も中長期的に上昇していく予想であることから、経営戦略においては、現在と同程度の物価上昇が計画期間内は続くものと見通しています。

*24 国土交通省が公表する、建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する指標

表4-2 建設工事費デフレーター（上・工業用水）の推移

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
建設工事費デフレーター （上・工業用水）	100.1	102	105.8	108.9	108.9	113.7	122.8	127.1	132.0	134.3
対平成28年度比の上昇率	—	1.89%	5.69%	8.79%	8.79%	13.58%	22.67%	26.97%	31.86%	34.16%

7 その他の将来の事業環境

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」（令和3年度岐阜県）において、県有施設は2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2015年度（平成27年度）比で70%削減することを目標としています。このため、高効率のポンプ等を適時導入する見通しです。

第5 経営の基本方針

1 基本理念

「岐阜東部地域への安心な水を未来につなぐ水道」

岐阜県営水道では、新水道ビジョンにおいて、「岐阜東部地域への安心な水を未来につなぐ水道」を基本理念とし、「安全」「強靱」「持続」の各観点における基本方針を以下のとおりとし、地域全体への水道用水の供給を図っています。

- ・「安全」… 安全でおいしく飲める水を届けます
- ・「強靱」… 事故・災害が起こっても、生活に欠かせない水を届けます
- ・「持続」… 変化する事業環境の中でも、安定的に住民に水を届けます

2 基本方針

(1) 「安全」

水道利用者である地域のみなさまに安心して飲んでいただけるよう、水源から給水栓までの「統合的な水質管理」や、水源の監視、水質等の情報公開を通して、より安全でおいしい水道用水を供給します。

(2) 「強靱」

平常時はもとより、大規模災害時でも一定の供給を維持できるよう、防災・安全対策及び老朽化対策を進めます。また、岐阜県営水道の事業継続計画（BCP^{*25}）の見直しや受水市町と連携した防災訓練を実施し、ハード・ソフトの両面から危機管理体制を構築します。

(3) 「持続」

水道水が安定的に供給される状態を確実に次世代に引き継ぐため、施設を適切に維持管理していきます。また、維持管理のための健全な経営状態が保てるよう、効

*25 災害による業務中断の防止や早期復旧を図るための計画

率的な水道事業運営に努めつつ、適時料金設定の見直しを行います。

環境面では、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に努めます。

3 基本方針実現に向けた対応

(1) 防災・安全対策

大規模災害時でも一定の供給を維持できるよう、水道水の貯留機能と応急給水機能を併せ持つ大容量送水管の整備と、管路の老朽化対策である既設管更新事業を着実に進めます。

また、事業継続計画の見直しや受水市町と連携した防災訓練を実施し、ハード・ソフトの両面から危機管理体制を構築します。

(2) 施設の長寿命化

引き続き、固定資産について、適切な点検・修繕によって長寿命化対策を図り可能な限り長く使用することで、ライフサイクルコストを低減します。

(3) 給水量に応じた施設整備

引き続き、水道水の安定供給に努めつつ、将来の給水量の減少に応じた適切な施設規模となるよう、施設更新時に管路の口径やポンプの大きさ等を見直し、工事費の抑制を検討します。

(4) 国庫補助金の確保

水道水の貯留機能と応急給水機能を併せ持つ大容量送水管による既設管路の複線化事業及び既設管の更新事業については、国の補助を受けて実施しています。

引き続き国庫補助金等の優良財源の確保に努めます。

(5) 資金の有効活用

大口定期預金の他、短期もしくは長期の債券による運用で収益の確保に努めます。

(6)その他

「第2 7 これまでの主な経営健全化への取組」の内容である、民間活力の活用、受水市町との広域連携（施設の共同設置）は引き続き実施します。

第6 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）

（1）見直しについて

見直しは、推計期間（30年間）における建設投資に影響する物価指数や建設投資規模、給水収益に影響する料金設定などの条件を変化させ、複数の条件に基づく試算を行い、次の収支計画としています。

（2）10年間の収支の見通し

令和8年度から令和17年度までの、各年度の営業活動によって発生する収益・費用（収益的収支 表6-1、図6-1）と、将来の営業活動のための投資に関する収入・支出（資本的収支 表6-2、図6-2）を示します。

収益的収支は、計画期間内を通して収支均衡（当年度純利益が赤字とまらない）が保たれている必要があります。水道料金を現状維持とした場合、計画期間内では収支均衡となる見通しです。なお、計画期間外においては、赤字の発生が予測されます。

資本的収支は、収入より支出が多くなるため、資本的収支差額の赤字を内部留保資金や企業債等で補填します。計画期間内は資本的収支の不足額は内部留保資金から補填し、企業債の発行による資金調達の借入れは極力抑制します。なお、計画期間外においては、企業債の借入れが予想されます。

表6-1 収益的収支（単位：千円）

費目	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的収支 (税抜)	収益	営業収益（給水収益）	5,190,673	5,177,942	5,150,139	5,128,910	5,107,201	5,090,297	5,058,747	5,033,818	5,008,496	4,989,661
		他会計負担金等	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410
		長期前受金戻入額	253,340	257,294	260,851	263,643	259,772	255,922	253,129	254,805	250,873	247,046
		その他営業収益	5,000	15,000	25,000	35,000	45,000	51,375	54,125	56,875	59,625	62,375
		その他雑収益	12,484	12,484	12,484	22,484	22,484	22,484	22,484	22,484	22,484	22,484
		小計	274,235	288,189	301,746	324,537	330,666	333,191	333,148	337,575	336,393	335,316
	収益計	5,464,908	5,466,131	5,451,885	5,453,447	5,437,867	5,423,488	5,391,895	5,371,393	5,344,889	5,324,977	
	費用	維持管理費	2,496,020	2,533,512	2,576,850	2,627,622	2,739,544	2,770,473	2,871,285	2,815,203	2,900,248	2,972,717
		減価償却費	2,177,242	2,122,601	2,044,551	2,010,893	1,917,306	1,836,097	1,763,753	2,004,392	1,931,075	1,882,913
		資産減耗費	38,686	41,031	44,543	44,144	41,454	48,831	50,724	49,411	51,148	48,006
小計		4,711,948	4,697,144	4,665,943	4,682,660	4,698,304	4,655,401	4,685,763	4,869,006	4,882,471	4,903,636	
営業外費用等		246,551	238,821	232,505	26,911	22,446	17,295	13,245	9,919	7,460	5,336	
費用計	4,958,499	4,935,965	4,898,448	4,709,571	4,720,751	4,672,696	4,699,008	4,878,926	4,889,931	4,908,972		
当年度純利益	506,409	530,165	553,437	743,876	717,117	750,792	692,887	492,467	454,958	416,005		

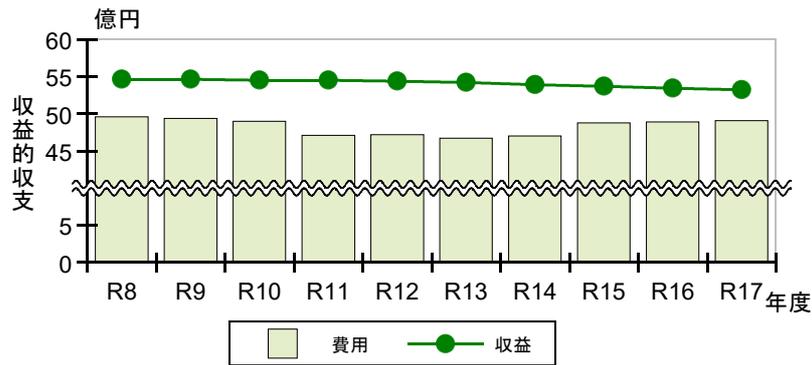


図6-1 10年間の収益・費用の推移

表6-2 資本的収支 (単位：千円)

費目	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
資本的収支 (税込)	収入	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		国庫補助金等	452,213	627,234	611,362	580,724	314,255	315,062	357,355	536,121	311,782	316,017
		その他雑収入	493,338	0	0	0	0	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
		収入計	945,551	627,234	611,362	580,724	314,255	1,115,062	1,157,355	1,336,121	1,111,782	1,116,017
支出	施設更新費	1,418,481	1,504,482	1,633,249	1,618,623	1,519,969	1,790,459	1,859,878	1,811,755	1,875,422	1,760,228	
	建設工事費	2,028,719	2,077,085	2,062,568	2,093,079	1,874,970	2,018,470	1,163,906	1,305,485	912,123	1,095,322	
	企業債償還金	388,520	329,097	287,720	254,376	228,729	213,384	178,695	128,198	110,681	81,841	
	その他	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	1,020,000	1,020,000	1,020,000	1,020,000	1,020,000	
	支出計	4,635,721	4,710,663	4,783,537	4,766,079	4,423,668	5,042,312	4,222,479	4,265,437	3,918,226	3,957,392	
資本的収支差額	-3,690,170	-4,083,429	-4,172,175	-4,185,355	-4,109,413	-3,927,250	-3,065,124	-2,929,316	-2,806,444	-2,841,375		
内部留保資金 (期末)	12,047,689	10,703,440	9,226,509	7,724,284	6,367,255	5,133,300	4,656,132	4,503,030	4,174,780	3,732,814		

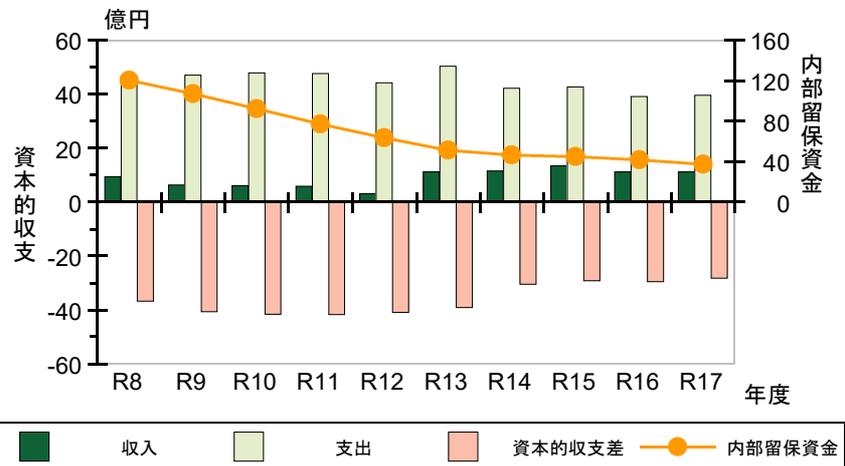


図6-2 10年間の資本的収支の財源内訳

(内部留保資金は、資金運用を考慮した額)

<補足>

- ・令和8年度のその他雑収益は国道19号の支障移転に伴う補償金を見込んだもの
- ・令和13年度以降のその他雑収益は、投資有価証券償還金を見込んだもの

(3) 料金の見通し

10年間の収支均衡は現行の料金、補助金、内部留保資金の活用により成り立っており、10年間の収支見通しを踏まえ、経営戦略における料金は現状維持とします。

2 投資・財政計画（収支計画）の策定の説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

ア 目標設定

・目標

- 有収率 : 計画期間内で平均99%以上
管路の耐震適合率 : 令和11年度に93%
将来は100%を実現

・考え方

大容量送水管整備事業及び既設管更新事業による管路への投資を計画的に進めます。計画期間以降の将来は耐震適合率100%を目指します。

有収率は現状維持とし、計画期間内で平均99%以上を目指します。計画期間以降も有収率を保てるよう、既設管更新事業等を計画的に進めます。

イ 計画期間内に実施する主な建設投資の内容

・建設改良費（施設更新費及び建設工事費）の推計

計画期間内に約333億円の費用を見込んでいます。（表6-3）

なお、今後取得予定の償却資産については、固定資産台帳に登録されている償却資産とあわせて、減価償却費の見込みに反映させています。

表6-3 計画期間内に実施する主な投資の内容(税込)

内容	時期	費用
大容量送水管整備事業	令和8年度～令和17年度	124億円
既設管更新事業	令和8年度～令和17年度	41億円
その他施設・設備更新	令和8年度～令和17年度	168億円
合計		333億円

・考え方

大容量送水管整備事業及び既設管更新事業は、既存の事業計画に基づき、各年度の費用に、建設工事費デフレーターの過去5年間の伸び率を参考にした物価上昇を見込んで試算しています。

その他施設・設備更新は、計画期間内に更新が必要と見込まれるものを計上しています。費用は、更新対象の取得価格や見積金額等に、建設工事費デフレーターを参考にした物価上昇を見込んで試算しています。

ウ 収支計画の策定に当たって反映した取組

・アセットマネジメントに基づく施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

岐阜県営水道では、従来の使用実績等から、実態に即した更新基準年数を設定しており、取得年度から更新基準年数が経過した年度で更新することを基本に、投資の平準化を鑑み、将来の更新需要を見込んでいます。ただし、令和12年度までの更新対象については、日々の点検による劣化状況等を勘案しながら更新見込みの年度を設定しています。

・防災・安全対策に関する事項

平常時はもとより、大規模災害時でも一定の供給を維持できるよう、大容量送水管整備事業及び既設管更新事業による管路への投資を計画的に進め、防災・安全対策を進めるものとしています。また、施設が健全な状態を保てるよう長寿命化が限界を迎えると想定される年度に更新するものとしています。

・民間活力の活用に関する事項

民間活力の活用に関し、導入可能性の調査を行っており、見込んでいません。

・広域連携に関する事項

受水市町と連携して検討を行っており、見込んでいません。

・施設・整備の統廃合に関する事項

「第4 4 (3)施設の規模」より、計画期間内の統廃合はないことから、現状維持としています。

・施設・整備の合理化に関する事項

大容量送水管整備事業においては、給水量の推計等に基づき、複線化する管の口径を既設管よりも小さくし、最適な管路口径の設定しています。

・その他に関する事項(資金の有効活用)

資金運用に必要となる費用を見込んでいます。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

ア 目標

経常収支比率	: 計画期間内で100%以上 計画期間以降も100%以上を維持 新規の企業債: 計画期間内での起債なし 計画期間以降も、企業債残高を給水収益の2倍以内に抑える
料金回収率	: 計画期間内で100%以上 計画期間以降も100%以上を維持

イ 財源の積算の考え方

・給水収益の推計

計画期間内の料金収益は、「第4 3 給水収益の見通し」のとおり見込んでいます。また、資産維持費については、「第2 5 料金」のとおり、将来の整備費用を見込むとしています。

・他会計補助金・繰入金の推計

職員の児童手当等に関する一般会計からの補助金等については、令和7年度の値で推移するものとし、年間約300万円を見込んでいます。

・企業債の発行

資本的収支の不足額は内部留保資金から補填し、計画期間内(令和8年度～令和17年度)における企業債の発行による資金調達を借入れは極力抑制します。

ウ 収支計画の策定に反映した財源確保の取組

・他会計補助金等

国庫補助対象事業(大容量送水管整備事業及び既設管更新事業)に関する交付要綱に基づく国庫補助金及び支障移転工事の契約に基づく補償費として、計画期間内で約50億円の収入を見込んでいます。

・資金の有効活用

資金運用による収益は、大口定期預金の他、短期もしくは長期運用の債券による運用を行い計画期間内で約4億円の収益を見込んでいます。

- ・既存施設の活用

釜戸減圧槽に設置している小水力発電施設について、令和9年度から令和10年度にかけ施設更新を行うことから、売電収益を見込んでいません。また、施設更新後の令和12年度より想定される施設を考慮し、約1千万円の収益を見込んでいます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 経常経費

- ・委託料

令和5年度から令和7年度の平均値に、公共工事設計労務単価^{*26}の伸び率を参考にした物価上昇率を乗じて見込んでいます。

- ・修繕費

建設工事費デフレーター²⁶の伸び率を参考にした物価上昇率を乗じて見込んでいます。

- ・動力費

令和4年度から令和7年度の平均値に、企業物価指数の伸び率を参考にした物価上昇率及び年間給水量の減少率を乗じて見込んでいます。

- ・職員給与費、その他消耗品費等

令和5年度から令和7年度の平均値に、消費者物価指数の伸び率を参考にした物価上昇率を乗じて見込んでいます。

- ・薬品費

令和5年度から令和7年度の平均値に、企業物価指数の伸び率を参考にした物価上昇率及び年間給水量の減少率を乗じて見込んでいます。

イ 支払利息

- ・既発債

償還表に基づき、各年度の償還額を積み上げるとして見込んでいます。

*26 国土交通省が公表する、国が公共工事の積算に用いる労務単価

ウ 収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組

・動力費

省エネ機器の導入や、既存の小水力発電施設は既存設備の更新を行い、発電電力を自家消費することで、計画期間内の動力費を抑制しています。

・薬品費

市町村との連携による、薬品の共同購入を行い購入費用を抑制しています。

・職員給与費

施設の監視操作業務について、全面委託を継続し、職員給与費を抑制しています。

・受水市町の老朽化対策

受水市町の管路から老朽化による漏水などにより、県営水道が供給する給水量が増加することは、動力費や薬品費など必要となる経費が増加することとなります。

このため、県営水道が中長期的に必要となる経費を削減し、安定供給を続けていくために、供給先である受水市町の健全経営が不可欠と考え、受水市町が行う老朽化対策に補助を行い、現状維持及び将来的な改善ができる促進事業を行う費用を見込んでいます。

3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況

・DXの活用

DXの活用を推進し、ロボットやICT機器の導入などにより、保守点検・運転管理の省力化及び効率化を検討していきます。

・広域連携

「岐阜県水道広域化推進プラン」において、施設の共同化(図6-3)に関して「関係事業者間で事業内容や効果等を精査した上で、実施の是非を含め、検討、調整を進め、方向性を明らかにする」とされており、引き続き受水市町と連携して検討していきます。

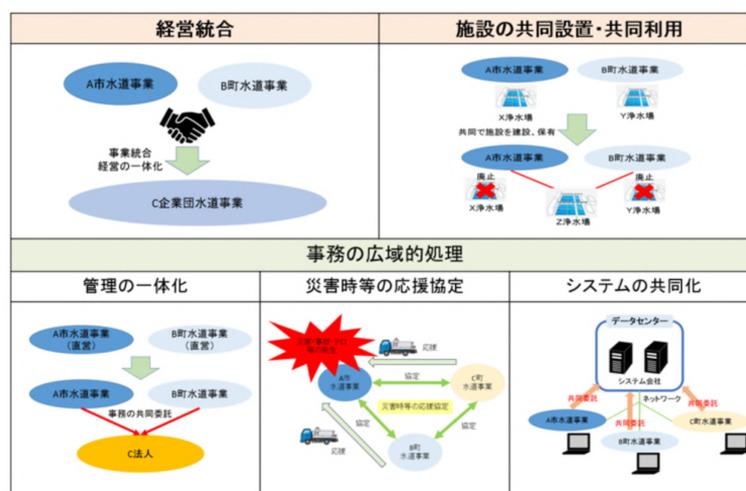


図6-3 主な広域化の類型

・民間の資金・ノウハウ等の活用

内閣府・厚生労働省・経済産業省・国土交通省から、民間活力の活用を求める通知が出されており、岐阜県営水道においてもサービス水準の向上と経費の削減につながる導入の可能性について検討します。

(2)財源についての検討状況

・料金

投資・財政計画において、長期的な物価上昇が続くと想定して試算した場合、将来は収支不均衡の発生が予測されます。経営戦略の計画期間の中間地点である5年後、計画期間終了地点である10年後において再度収支を見直し、料金改定を検討します。

・資産の有効活用等による収益増加の取組

小水力発電や太陽光発電等について、最新の技術や国の制度等を注視しつつ、岐阜県営水道の経営に影響を与えない範囲において、導入を検討します。

第7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の改定については、総務省公表の経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月29日策定）において、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果の検証・評価した上でを行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

このため、経営戦略の事後検証、改定等に関する事項は以下のとおりとします。

◆毎年度の進捗管理

決算値と投資・財政計画（収支計画）の比較を行い、乖離原因を把握します。
物価動向や経営状況等を踏まえ、料金設定について引き続き精査します。

◆一定期間ごとの見直し

おおむね5年ごとに経営戦略の見直しを行います。

ただし、以下の事例のとおり、収支計画と大きく乖離が生じた場合や、経営戦略の方針・施策に大幅な変更が必要となった場合は、随時見直しを行います。

経営戦略の見直しを行った際は、HP上に公表し、速やかに住民の方々へお知らせします。

<随時計画の見直しを行う例>

- ・物価変動、給水量の増加・減少等、社会情勢の変化により、著しく収支ギャップが発生すると見込まれた場合
- ・大規模な投資（受水対象市町村の増加等）が必要となる需要が見込まれる場合
- ・他水道事業者との広域化等、経営に大きく影響する合意が成立した場合

岐阜県営水道事業アドバイザー

氏名	所属・役職
しのだ ともなり 篠田 朝也	岐阜大学 社会システム経営学環 教授
たけうち のぶひと 竹内 信仁	名古屋大学 名誉教授
のじま のぶおと 能島 暢呂	岐阜大学 工学部 社会基盤工学科 教授

氏名は敬称略、名簿は五十音順

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県 都市建築部 水道企業課

電話 :058-272-1111(代表)

FAX :058-278-2786

E-mail :c11664@pref.gifu.lg.jp